

福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 8 号

### 福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例

福島市企業立地促進条例（令和3年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行うこと」の次に「の総称」を加え、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第11号中「存する場所」の次に「又はそれ」を加え、「設置する」を「設置又は増築を行う」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 設備投資 市内に事業所を設置し、事業活動を行っている企業が、市内事業所において事業の拡張又は効率化を目的として、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する償却資産のうち機械若しくは装置の新規導入又は追加導入をすることをいう。

別表中「

助成対象企業
--------

立地
----

」を「

助成対象企業
--------

区分
----

」に改める。

別表用地取得助成金の項助成対象経費の欄中「用地取得費」を「左記区分に伴う用地取得費」に改め、同項中「工業団地に立地する場合」を「用地が工業団地の場合」に、「民有地に立地する場合」を「用地が工業団地以外の場合」に改める。

別表操業奨励助成金の項を次のように改める。

<p>操業奨励 助成金</p>	<p>製造業を営む法人 物流業等を営む法人 情報技術・研究開発型企業 特定集積産</p>	<p>1 新設・増設・移設（用地取得を伴うものに限る。）</p>	<p>左記区分に伴う固定資産税相当額</p>	<p>第3条第2項第1号に規定する奨励措置について第4条第2項の決定を受けた企業で、申請する事業所について過去に第3条第2項第2号の奨励措置を受けたことがないこと。</p>	<p>固定資産税の額に相当する額とする。</p> <p>(1) 法令等の定めにより固定資産税の額が減額された場合は、当該減額された後の固定資産税の額に相当する額とする。</p> <p>(2) 1年あたりの上限額は、2,000万円とする。ただし、固定資産税の額（前号の減額を受ける場合は減額後の額）が2,000万円を超過した場合は、2,000万円にその超過した額の2分の1の額を加えた額を助成額とする。</p> <p>(3) 対象期間は3年間（特定集積産業にあつては、5年間）とする。</p>
	<p>業を営む法人</p>	<p>2 新設（用地取得を伴うものを除く。） （令和6年4月1日以降に新設したものに限る。）</p>	<p>左記区分に伴う固定資産税相当額（土地に係るものを除く。）</p>	<p>(1) 令和6年4月1日以降に本市に事業所を新設した企業であること。</p> <p>(2) 申請する事業所について過去に第3条第2項第2号の奨励措置を受けたことがないこと。</p> <p>(3) 助成対象設備に対する、投下固定資産総額が1億5千万円以上（中小企業は3千万円以上）であること。</p>	<p>固定資産税の額の2分の1の額に相当する額とする。</p> <p>(1) 法令等の定めにより固定資産税の額が減額された場合は、当該減額された後の固定資産税の額の2分の1の額に相当する額とする。</p> <p>(2) 1年あたりの上限額は、2,000万円とする。ただし、固定資産税の額（前号の減額を受ける場合は減額後の額）の2分の1の額が2,000万円を超過した場合は、2,000万円にその超過した額の2分の1の額を加えた額を助成額とする。</p> <p>(3) 対象期間は3年間とする。</p>
		<p>3 増設・移設（用地取得を伴うものを除く。）・設備投資（令和6年4月1日以降に着工するものに限る。）</p>	<p>左記区分に伴う固定資産税相当額（土地に係るもの及び設備の更新に係るものを除く。）</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 既に第3条第2項第1号の奨励措置を受けている事業所の操業開始日から10年以内に、申請対象となる増設若しくは移設又は設備投資を完了し、操業を開始すること。ただし、操業開始日については、第3条第2項第1号の奨励措置を受けている事業所が複数ある場合は直近の操業開始日をいうものとする。</p> <p>イ 既に第3条第2項第2号のみの奨励措置を受けている企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、申請対象となる増設若しくは移設又は設備投資を完了し、操業を開始すること。</p> <p>ウ 過去に第3条第2項第1号及び第3条第2項第2号の奨励措置のいずれも受けたことがない企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、申請対象となる増設若しくは移設又は設備投資を完了し、操業を開始すること。</p> <p>(2) 助成対象設備に対する、投下固定資産総額が1億5千万円以上（中小企業は3千万円以上）であること。</p>	<p>固定資産税の額の2分の1の額に相当する額とする。</p> <p>(1) 法令等の定めにより固定資産税の額が減額された場合は、当該減額された後の固定資産税の額の2分の1の額に相当する額とする。</p> <p>(2) 1年あたりの上限額は、2,000万円とする。ただし、固定資産税の額（前号の減額を受ける場合は減額後の額）の2分の1の額が2,000万円を超過した場合は、2,000万円にその超過した額の2分の1の額を加えた額を助成額とする。</p> <p>(3) 対象期間は3年間とする。</p>

別表雇用奨励助成金の項中「増設」を「増設（当該事業所が存する場所に新たに事業所を設置又は増築を行う場合を除く）」に、「事業所の立地に」を「左記区分に」に、「に規定する奨励措置について第4条第2項の決定を受けた」を「の奨励措置を受けた」に改め、同表転入支援助成金の項中「増設」を「増設（当該事業所が存する場所に新たに事業所を設置又は増築を行う場合を除く）」に、「事業所の立地に」を「左記区分に」に、「に規定する奨励措置について第4条第2項の決定を受けた」を「の奨励措置を受けた」に改める。

別表備考に次の1項を加える。

- 2 操業奨励助成金の部1の項及び3の項中「第3条第2項第1号の奨励措置」及び「第3条第2項第2号の奨励措置」には、福島市企業立地促進条例（平成28年第16号）第3条第2項第1号及び第2号の奨励措置並びに福島市企業立地促進条例（平成30年第64号）第3条第2項第1号及び第2号の奨励措置を含むものとする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。